

ジェネリック医薬品

差額通知書を送付します

国民健康保険に加入の40歳以上の方に、「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付します。この通知書は、特定の医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせするものです。医師や薬剤師と十分にご相談いただき、ご本人が納得された上で、ジェネリック医薬品のご利用をお願いします。

【通知の対象者】

特定の医薬品とジェネリック医薬品の差額が300円を超える方

①示されている医薬品は、対象疾病などで抽出を行っていませんので、服用中の全医薬品が表示されてはなりません。

②薬にかかった金額のみを表示しています。実際の窓口支払金額には、技術料および管理料などの別費用が含まれています。

③同一成分のジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額を明示しています。ただし、ジェネリック医薬品は複数存在しますので、金額にも幅があります。

④ジェネリック医薬品とは新薬の特許期間(20年~25年)が過ぎてから、効き目や安全性が実証されている薬と主成分が同一であることが審査され、厚生労働省により製造および販売が承認された安価な薬です。

●ジェネリック医薬品とは新薬の特許期間(20年~25年)が過ぎてから、効き目や安全性が実証されている薬と主成分が同一であることが審査され、厚生労働省により製造および販売が承認された安価な薬です。

■ジェネリック医薬品に関する通知の見方

処方実績		③ジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額
①医薬品名	②個人負担相当額	
〇〇〇錠△ 10mg	2,310円	943円~
□□□錠■ 10mg	1,028円	334円~
合計	3,338円	1,277円~

介護福祉課から

税金の申告についてお知らせ

介護福祉課では、平成26年分の確定申告に使用できる3種類の証明書(下図表)が発行できます。申請は随時受け付けています。ただし、申告をする方の所得の状況、要介護認定の状況などにより、すべての方が対象となるわけではありませんのでご了承ください。

【手続きの流れ】

▼申請：介護福祉課窓口で、申請に必要な事項を所定の用紙に記入していただきます。
▼結果：申請いただいた内容を

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎58-2111 (内線1182)

58 申問 伊奈庁舎介護福祉課 ☎2111 (内線1173)

- 税控除・税申告について：税務課
- 申請・認定について：介護福祉課
- 問い合わせ

証明書名	対象となる税控除	対象者	申請期限	確認する内容	持参品・手数料
(1) 障害者控除対象者認定書 ※身体障害者手帳などをお持ちの方は、この認定書は不要です。	障害者控除 特別障害者控除	精神の状況 ①常時介護を要する重度の障がいの状態 ②外出時のみ介護を要する障がいの状態 身体の状況 ①6カ月以上臥床し、日常生活に支障のある寝たきり状態 ②寝たきりの毎日で、寝込みがちの状態 ③歩行、起居動作が不自由で、外出困難な状態 ④外出可能であるが、介護を要する状態	左に該当するかどうか不明な場合は、介護福祉課にお問い合わせください。 ☎58-2111 (内線1173)	障がいの程度について、介護認定記録などを確認します。	・印鑑(認印可) ・発行手数料無料
(2) おむつ代に係る医療費控除確認書	医療費控除	おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護認定を受けている方	申告期間中に使用する方は、前もって申請してください。	介護認定に係る主治医意見書の記載内容を確認します。	
(3) 介護保険料納付済証明書	社会保険料控除	65歳以上の方で介護保険料を普通徴収(納付書)で納めている方 ※特別徴収(年金天引)の方は年金機構からの源泉徴収票を申告時に提出してください。		対象年の1月から12月までの介護保険料の納付記録を確認します。	・身分証明書(保険証など) ・発行手数料無料